



千葉県心身障害者扶養年金制度における 令和3年3月末分の年金支払いに未支給がありました

●概要

千葉県心身障害者扶養年金制度の年金支払における支払い事務について、毎月末に支払いすべき年金が、4月1日（木）の年金受給者からの電話連絡により、3月末日に支給されていないことが発覚しました。

●千葉県心身障害者扶養年金制度とは

障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めていただくことで、保護者の方に万が一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障害のある人へ、終身年金を支給するもので、都道府県・指定都市が実施する任意加入の制度です。

●未支給となっている対象数と年金額

対象者 113人

金額 302万円

内訳 1口 2万円×75人×150万円

2口 4万円×38人×152万円 ※制度上、年金支給は2口まで

●事故の原因

千葉県心身障害者扶養年金制度の担当職員が事務を失念していたことが直接の原因です。通常は2人体制を取っていましたが、担当者のうちの1人が3月中旬から休暇を取っていたため、担当者が1人となっていたにも関わらず、チェック体制の整備を怠ったことが原因と考えています。

●事故後の対応

支給対象者全員に対して、当日中に未支給であることのお詫びと令和3年4月8日（木）に支給することについて、電話連絡（聴覚障害者にはFAX）するとともに、令和3年4月2日（金）に対象者あてに書面でのお詫びを送付します。

4月2日（金）現在、対象者113人のうち109人の方への電話連絡が完了し、4人の方についてご自宅へ訪問しご説明する予定です。



やさシティ、まつど。
matsudo

●今後の対応策

複数人でのチェック体制および年間及び月間支払いスケジュールを作成し、進捗管理を徹底してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市福祉長寿部障害福祉課 ☎047-366-7348

FAX047-366-7613 ✉ mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp

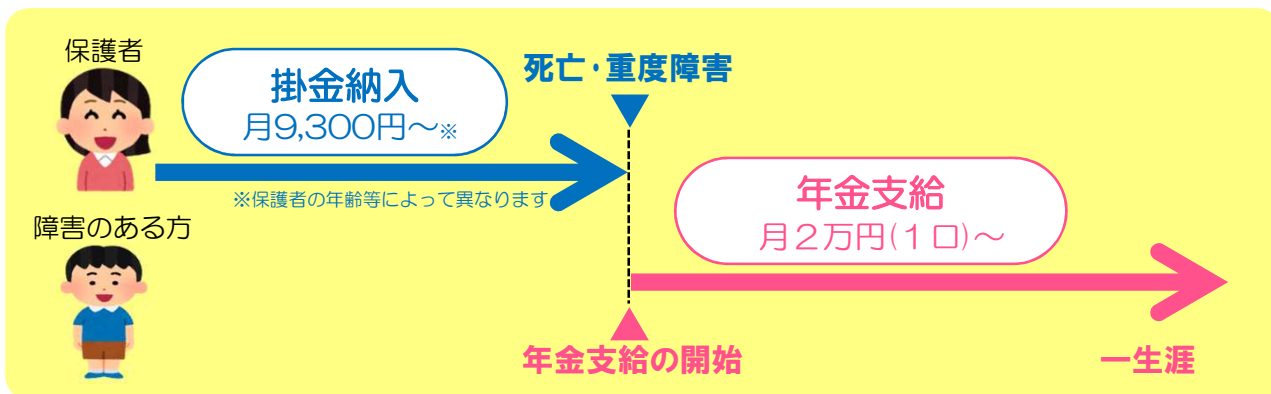
親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、**終身年金を支給**します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給**されます。(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が必要ないため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「**心身障害者扶養保険事業**」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索



保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など
※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。
- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。